

## 新潟市多胎児支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は多胎児を育てている親の孤独感、子育ての不安感、負担感等を緩和することを目的とし実施する、多胎児支援事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は新潟市とする。ただし、事業の運営の一部または全部を適切な事業運営が確保できると認める民間事業者に委託することができるものとする。

### (事業内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 多胎妊産婦およびその家族との交流会
- (2) 多胎児家庭への育児サポーター等の派遣

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、新潟市内に住所を有する、多胎妊産婦およびその家族とする。ただし、前条第2項の事業の対象は出産後の多胎児家庭とし、その多胎児が2歳に達する日の前日までとする。

### (職員)

第5条 事業の実施に当たっては、多胎児の子育てに関する知識や経験を有する者、又は、保健師、助産師の資格を有する者、並びに、保育士、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有する者とし、子育て中の保護者に対する相談、傾聴の経験を有する者が対応する。なお、委託により行う場合の民間事業者についても同様とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項はこども未来部こども家庭課が定める。

### 附則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。